



デジタルプラットフォーマーと 技術市場にける独占禁止法上の問題

矢吹 公敏
矢吹法律事務所



企業結合規制: 対応方針の変化とエンフォースメント(1)

- 公取委は歴史的に水平的な企業結合事案を主に審査し、ガイドラインでもこの分野の企業結合審査を強調してきた。
- デジタルプラットフォーマーが実施する企業結合は、水平的な企業結合よりも、垂直的又は混合型の企業結合が多い。
- それは、GAFAMと言われるプラットフォーマーは既に自らの市場で相当の市場占有率を持っており、ネットワーク効果や市場閉鎖的な行為を利用して各々の市場での支配力を強化することを志向するからである。
- 公取委は、グーグルによるマンディアント・インクの統合について第三者からの情報・意見の募集を行っている(2022年6月16日)。
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220616gm.html>
- 公取委は、マイクロソフトによるアクティビジョン・プリザード・インクの統合に関する第三者からの情報・意見の募集を行っている(2022年6月16日)。
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220616ma.html>



企業結合規制: 対応方針の変化とエンフォースメント(2)

- 公取委は、2018年、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針及び企業結合の手続に関する対応方針を改定した：
 - 国内売上高等が届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合を計画している会社から、当委員会に対し、当該企業結合計画に関して、具体的な計画内容を示して相談があった場合に、企業結合審査に準じた取り扱いをする。
 - 届出不要企業結合計画について、買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、以下のいずれかを満たすなど当該届出不要企業結合計画が国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合
 - 被買収会社の事業拠点や研究開発拠点等が国内に所在する場合
 - 被買収会社が日本語のウェブサイトを開設し、日本語のパンフレットを用いるなど、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合
 - 被買収会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合
 - 企業結合規制では、企業結合を行う事業者（特にデジタル市場での企業結合）から内部文書の提出を求めることができるとした（2022年6月22日公表）
 - 内部文書には取締役議事録、執行役員会の議事録や関係人の電子メールの写しが含まれる。
 - 公取委は、競争事業者等の第三者からも同様の内部文書の提出を求めることができる。
 - 弁護士との通信秘密は例外とはなっていない。



日本でのデジタルプラットフォーム規制（1）

- 公取委は2022年には特に競争政策について大きな変化はなかった。しかし、以下に述べるような注目すべき報告書を公表している。
- “デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けてアドボカシーとエンフォースメントの連携・強化”（2022年6月16日）
- 公取委は、第三者から任意で提供された情報を通じて事業者と対話を行うと同時に、法46条に規定された強制手段を利用してエンフォースメントを強化する。公取委は企業結合においては取締役会議事録などの内部文書の提供を事業者を求める。また、関心のある分野で市場調査を実施し、公取委が独禁法違反と疑う事業者の行為について当該特定の事業者に改善を求める。これらを称してアドボカシー活動と呼ぶ。
- アドボカシー活動の利点：迅速な競争政策の実施
- アドボカシー活動の問題点：
 - 事業者に対する告知聴聞の権利を阻害する可能性（事業者名の公表）
 - 透明性のない行政手続による事実上の処分となる可能性



日本でのデジタルプラットフォーム規制（２）

- 公取委は、デジタルプラットフォームの事業活動について強い関心を寄せている。それは、GAFAといわれる事業者によるネットワーク効果を利用したロックイン行為が行われていると認識しているからである。以下のようなレポートを公表している。
 - クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書について（デジタルプラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査報告）2022年6月28日
<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2022/June/220628.html>
 - モバイルOS等に関する実態調査報告書について 2023年2月9日
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/feb/230209mobileos.html>

GoogleとAppleの企業活動について、端末市場、モバイルOS市場、アプリ流通サービス市場、アプリ市場に分けて分析して報告書とする。例えば、以下のような対応を求めている。

 - アプリストアでの表示などで自社と他社の差をつけない。
 - アプリストアの手数料水準に関する個別交渉に積極的に対応する。
- 公取委は、デジタルプラットフォームに関連する行為を経済的に分析することを強化する目的もあり、経済分析室を2022年4月1日に開設した。



日本でのデジタルプラットフォーム規制（３）

- 事例検討：
- 公取委は単独行為の事案を積極的に審査したが、その多くは確約手続による改善終わっている。
 - (2022年6月2日)エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サークルから申請があった確約計画の認定等について
<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2022/June/220602.html>
 - (2022年3月25日) アメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・インク・グッズ・カンパニーから申請があった確約計画の認定について
<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2022/March/220325.html>
- さらに、公取委が当事者との個別のインフォーマルな交渉で事案を解決しているものもある。
 - (令和3年9月2日)アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について
<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2021/September/210902.html>



関連するトピック

- 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（2020）
 - 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（1条）
 - 特定デジタルプラットフォームの指定（4条）
 - 届出義務（4条）
 - 情報公表と手続マネジメント
 - 契約変更をする場合の事前公表義務（5条and 6条）
 - 講ずべき措置（7条及び8条）
 - 定期的な報告義務とモニタリング（9条）
 - 公取委との連携（13条）
 - 苦情処理手続（10条）と経産省への報告と検査（12条）
- 政府は2019年に内閣官房にデジタル市場競争本部を設けた。
- 2022年透明化法にデジタル広告分野を対象に加えた。



Kitotoshi Yabuki

Managing Partner of Yabuki Law Offices, Antitrust Boutique Firm in Tokyo, Japan

President of the Japan Competition Law Forum

Former Chairperson of the Asia Competition Association